別紙

空港保安警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目（警備員等の検定等に関する規則）	試験区分	１級 判定の基準	１級 １級試験実施基準における出題範囲	１級 出題数	１級 学科配点	１級 実技配点	試験区分	２級 判定の基準	２級 ２級試験実施基準における出題範囲	２級 出題数	２級 学科配点	２級 実技配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	日本における航空保安対策の概要 空港保安警備業務の実施と基本的人権	1	5		学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性 空港保安警備業務の意義と重要性 警備業法第１５条 警備員の使命と心構え	2	１０	
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	空港保安警備業務検定１級合格者の役割 １級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点					警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること	警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第２１条、第２２条、第２３条） 礼式と基本動作			
法令に関すること。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法（第１条、第２条、第３条、第４条、第１４条、第１６条、第１７条、第１８条、第２１条） 憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等） 刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、暴行罪、傷害罪、威力業務妨害罪等） 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての全般的知識） 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識） 遺失物法（全般についての知識）	2	１０		学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法（第１条、第２条、第３条、第４条、第１４条、第１６条、第１７条、第１８条） 憲法（人権についての概略的知識） 刑法（正当防衛、緊急避難についての概略的知識） 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識） 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識） 遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識）	4	２０	
		航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	航空法（全般についての知識） 航空機の強奪等の処罰に関する法律（全般についての知識） 銃砲刀剣類所持等取締法（全般についての知識） 外交関係に関するウイーン条約（全般についての知識） 国際民間航空条約その他の条約及び国土交通省告示、指針 消防法(全般についての知識) 爆発物取締罰則					航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	航空法（爆発物等の輸送禁止についての概略的知識） 航空機の強奪等の処罰に関する法律（概略的知識） 銃砲刀剣類所持等取締法（銃砲刀剣類等についての概略的知識） 外交関係に関するウイーン条約（概略的知識） 民間航空機の安全に対する不法な行為の防止に関する条約			
乗客等の接遇に関すること。	学科	乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	特別旅客接遇要領 トラブル等防止と発生時の対応	5	２５		学科	乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	接遇の基本 ポスト別の接遇	2	１０	
		英語に関する高度に専門的な知識を有すること。	保安検査実施上必要な英会話					英語に関する専門的な知識を有すること。	保安検査実施上必要な英会話			
	実技	乗客等の接遇を行う高度に専門的な能力を有すること。	トラブル発生時の処理要領			5	実技	乗客等の接遇を行う専門的な能力を有すること。	保安検査に対する協力依頼 言葉使い及び接遇態度 検査終了後の謝辞			5
		英会話を行う高度に専門的な能力を有すること。	業務全般に必要な英会話			5		英会話を行う専門的な能力を有すること。	保安検査実施上必要な英会話			5
手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。	学科	金属探知機、エックス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具(以下「手荷物等検査用機械器具」という。)の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	固定式金属探知機の電磁力線発生の原理 エックス線透視手荷物検査装置（以下「Ｘ－ＲＡＹ」という。）のエックス線発生の原理 携帯用金属探知機（以下「ＨＭＤ」という。）の電磁力線発生の原理 爆発物自動検査装置の作動原理 液体物検査装置の作動原理	7	３５		学科	手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する専門的な知識を有すること。	固定式金属探知器の構造及び機能 携帯用金属探知器（以下「ＨＭＤ」という。）の構造及び機能 Ｘ－ＲＡＹの構造、機能及び安全性 爆発物自動検査装置（以下「ＥＤＳ」という。）の構造及び機能 液体物検査装置の構造及び機能	5	２５	
	学科	手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	固定式金属探知機の感度確認方法				学科	手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	ＨＭＤの感度調整方法			
	実技	手荷物等検査用機械器具を調整する高度に専門的な能力を有すること。	固定式金属探知器の機能確認の実施			5	実技	手荷物等検査用機械器具を調整する専門的な能力を有すること。	ＨＭＤの感度調整方法			5
	学科	手荷物等検査用機械器具を操作するために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	案内担当者の留意事項 モニター担当者の留意事項 仕分担当者の留意事項				学科	手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	ＨＭＤの操作方法			
	実技	手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。	隠ぺい物件等発見のための携帯用金属探知機の操作要領			5	実技	手荷物等検査用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。	ＨＭＤの操作要領			１０
	学科	手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	固定式金属探知機、Ｘ－ＲＡＹ等の故障の原因の解明及び措置要領 手荷物等検査用機械器具の維持管理要領 故障及び不調の場合にとるべき措置				学科	手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。	携帯式金属探知器の異常点灯及びアラーム不良の対策 Ｘ－ＲＡＹの映像不良及び警報スイッチ不良の対策			
	実技	手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力を有すること。	Ｘ－ＲＡＹの性能確認の実施			5	実技	手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力を有すること。	ＨＭＤの外観及び警報ランプの点滅等による点検			5
	学科	その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	開披担当者の留意事項 接触検査担当者の留意事項 航空の危険を生じさせるおそれのある物件が重なり合うなどの複雑な場合におけるエックス線透視装置による判別要領				学科	その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	案内担当者の心構え及び検査手順 モニター担当者の心構え及び検査手順 仕分け担当者の心構え及び検査手順 開被検査担当者の心構え及び検査手順 接触検査担当者の心構え及び検査手順			
	実技	その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する高度に専門的な能力を有すること。	Ｘ－ＲＡＹのモニター映像等による判別要領			25	実技	その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する専門的な能力を有すること。	Ｘ－ＲＡＹのモニター映像等による判別要領			３０
			接触検査での凶器が隠ぺいされている場合の発見要領			10			ＨＭＤによる接触検査での航空の危険を生じさせるおそれのある物件の発見要領			１０
			開披検査での凶器が隠ぺいされている場合の発見要領			10			開披検査による航空の危険を生じさせるおそれのある物件の発見要領			１０

科目（警備員等の検定等に関する規則）	試験区分	1級 判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	試験区分	2級 判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点
空港に関すること。	学科	空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。	飛行場の設置者及び管理者	1	5		学科	空港の施設及び管理に関する専門的な知識を有すること。	飛行場の種類及び種別	2	10	
			管理規程						飛行場の施設			
			空港管理規則									
		航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。	航空運送代理店の業務					航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する専門的な知識を有すること。	航空運送事業者の業務			
			航空運送取扱業者の業務						運送約款			
		警察署、地方入国管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察の責務					警察署、地方入国管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する専門的な知識を有すること。	空港警察の業務			
			空港保安委員会の設置の目的と構成機関						税関の業務			
									入国管理の業務			
									検疫の業務			
空港保安警備業務の管理に関すること。	学科	手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	検査手順の指導方法	1	5							
			検査態勢の点検方法									
			凶器等検出日計表の作成要領									
			検査員及び検査機器の管理									
	実技	手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	検査業務報告書の作成			10						
			検査機器管理簿の作成									
航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	通報連絡の指揮要領	3	15		学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡の重要性	5	25	
			追加連絡要領						警察機関等への連絡の系統			
									警察機関等への連絡要領			
	実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	各種事案発生時における通報の実施			5	実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	警察機関等への連絡要領			5
	学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	避難誘導の指揮要領				学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	避難誘導の意義及び基本的事項			
			爆発物等処理要領の指導方法						爆発物等処理要領			
	実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力を有すること。	凶器等所持者の警察官への引継ぎの実施			5	実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う専門的な能力を有すること。	航空の危険を生じさせるおそれのある物件の処理要領			5
	学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否				学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い			
			警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否						警戒杖の取扱い			
			非金属製の楯の管理、応用操作及び取扱いの適否						非金属製の楯の取扱い			
			徒手の護身術（応用）						徒手の護身術（基本）			
	実技	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の応用操作要領			5	実技	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の基本操作要領			5
			徒手の護身術（応用）						徒手の護身術（基本）			
	学科	その他応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	救急法				学科	その他応急の措置を行うために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	消火器の機能及び使用方法			
									救急法の意義と重要性			
									負傷者等の応急手当の概要			
	実技	その他応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	心肺蘇生用模擬人体模型等による負傷者等の応急措置要領			5	実技	その他応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	心肺蘇生用模擬人体模型等による負傷者等の意識確認要領			5